

知事監視製品（令和7年3月7日石川県告示第64号）

1 知事監視製品を特定できる情報

1	2	3	4
次の写真を付して「ELEGANT SNOW」の名称で販売される製品であって、その内容物が粉末のもの	次の写真を付して「オメコ噴流」の名称で販売される製品であって、その内容物が液体のもの	次の写真を付して「Six Nine Stars」の名称で販売される製品であって、その内容物が液体のもの	次の写真を付して「ネコ専 しゃぶリズム」の名称で販売される製品であって、その内容物が粉末のもの
			
5	6	7	8
次の写真を付して「TOKOROTEN GENOME」の名称で販売される製品であって、その内容物が液体のもの	次の写真を付して「MUGEN くりイキ」の名称で販売される製品であって、その内容物が粉末のもの	次の写真を付して「ABNORMAL SHOOTER」の名称で販売される製品であって、その内容物が粉末のもの	次の写真を付して「SEX GAMER」の名称で販売される製品であって、その内容物が液体のもの
			

2 指定の理由

条例第2条第1項第6号に掲げる薬物含有のおそれがある製品であって、吸入等の方法により身体に使用されるおそれがあるものであるため

3 施行期日

令和7年3月8日